

## 教職員の懲戒処分の特例に関する要綱

- 1 川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）による職員の地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づく懲戒処分（以下「処分」という。）は、別に定める「教育委員会における懲戒処分について」の一般的な標準例（以下「一般標準例」という。）によるものであるが、市立学校の教職員（以下「教職員」という。）については、その職責が市民の負託に基づく高潔性と信頼性を基本とする特殊性に鑑み、この要綱により、特に厳正な処分を行う必要のある事由について一般標準例の特例（以下「特例標準例」という。）を定めるものである。
- 2 委員会は、次の区分により別表の特例標準例を適用し、教職員の処分を決定するものとする。
  - ア 校長、副校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、講師及び実習助手  
「1 わいせつ行為 セクシュアル・ハラスメント等」、「2 体罰等」
  - イ 学校事務職員（高等学校に勤務する職員にあつては、一般事務職員）、学校栄養職員、学校用務員、学校給食調理員及び介助員  
「1 わいせつ行為 セクシュアル・ハラスメント等」

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この要綱は平成15年1月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行日以前に生じた事件の処分については、なお従前の例による。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この要綱は平成16年6月14日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行日以前に生じた事件の処分については、なお従前の例による。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この要綱は平成18年9月26日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行日以前に生じた事件の処分については、なお従前の例による。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この要綱は平成19年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日以前に生じた事件の処分については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日以前に生じた事件の処分については、なお従前の例による。

別表（特例標準例）

事由		代表的な事例	免職	停職	減給	戒告
1 わいせつ行為 セクシユアル・ハラスメント等	(1)わいせつ行為等	ア 法律・条例等に違反するわいせつな行為をした ※法律・条例等とは、「刑法」、「軽犯罪法」、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」、「神奈川県青少年保護育成条例」、「神奈川県迷惑行為防止条例」及びこれらに類似する法令等をいい、刑事事件になることを要しない。	○			
	(2)セクシユアル・ハラスメント	ア 児童生徒に対してセクシユアル・ハラスメントをした	○	○	○	
		イ 児童生徒以外に対して繰り返しセクシユアル・ハラスメントをした	○	○	○	
		ウ 児童生徒以外に対してセクシユアル・ハラスメントをした			○	○
	※ 上司等の立場を利用してセクシユアル・ハラスメントを行った場合、結果が重大であった場合等には量定を加重する。					
(注) 学校におけるセクシユアル・ハラスメントとは、他の者を不快にさせる性的言動を行い、そのことで教職員が仕事をする上や児童生徒が学業を遂行する上において、一定の不利益を与えたり、就業環境や就学環境を悪化させることをいう。						
2 体罰等	ア 児童生徒に体罰を行い負傷させた			○	○	○
	イ 児童生徒に体罰を行ったが負傷には至らなかった				○	○
	ウ 児童生徒間のいじめに対し適切な対応がなされなかった					○
	※ 体罰の態様が特に悪質な場合、常習的に行った場合、結果が重大であった場合等は量定を加重する。 ※ 侮蔑的な言葉等の精神的な侵害を内容とする不適切な指導については、体罰に準じて扱う。 ※ いじめに関する一連の措置は、児童生徒に被害を生じさせないために必要不可欠な職務上の義務であり、その義務懈怠の結果が重大であった場合は、量定を加重する。					